

鹿児島県U I ターン就活応援事業実施要領

(目的)

第1条 鹿児島県内企業の人材確保や県外大学生等のU I ターン就職の促進を図るため、県外大学生等が就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する経費について、県外大学生等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外大学生等 鹿児島県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生やこれらの学校を卒業後3年以下の求職者又は高校等を卒業後3年以下の求職者であって、県外に在住する者をいう。
- (2) 県内企業 鹿児島県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業等（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。
- (4) 就職活動等 県内企業等が県外大学生等を採用するために実施する、企業説明会、適性試験、筆記試験及び面接、並びに県内企業が実施するインターンシップ等に参加することをいう。
- (5) インターンシップ等 県外大学生等が、県内企業の事業所等において行う就業体験をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 この要領に基づき「鹿児島県U I ターン就活応援事業補助金」の交付申請をすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に關与する者
- (2) 補助対象活動の参加時点において、対象活動を実施する県内企業から既に内定を受けている者

(補助対象活動)

第4条 補助対象活動は、別表2に定めるとおりとする。

(交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助上限額は、別表3に掲げるとおりとする。

2 この補助金の交付額は、補助対象経費と補助上限額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付業務の委託)

第6条 県は補助金の交付業務を委託により実施することとする。

2 受託した事務局はこの要領及び委託契約書に基づき、適切に業務を遂行しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が行う、規則第3条第1項の規定による申請は、別表4に定めるとおりとする。

2 前号の申請期限は事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の決定等の通知)

第8条 事務局は、規則第3条の申請書類を受理した場合は、審査を行い、適切と判断した場合は、補助金の交付を決定し、補助対象者に対してその旨を交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第 9 条 規則第 4 条及び第 14 条の規定に基づく補助金の額の確定は、第 8 条に規定する補助金の交付決定通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 この補助金は、第 9 条に規定する補助金の額の確定後、別記第 2 号様式により交付するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要領の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 補助対象者

補 助 対 象 者	鹿児島県内就職を希望する者のうち、以下の全てに該当する者 ア 鹿児島県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生やこれらの学校を卒業後３年以下の求職者又は高校等を卒業後３年以下の求職者 イ 県外に在住する者 ウ 申請時点において鹿児島県公式 LINE「もどかご！」へ登録している者
-----------	---

別表 2 補助対象活動

補 助 対 象 活 動	県外大学生等が、以下のいずれかに該当する就職活動等のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動する場合 ①県内企業が県内で実施する、採用試験又は面接を受ける。 ②県内企業が県内で実施する、インターンシップ等に参加する。 ③県内企業が県内で開催する企業説明会に参加する。 ④県内で開催される合同企業説明会に参加し、個別企業の説明を受ける。 ただし、行政機関（国、県、市町村）を対象とした就職活動等は対象外
-------------	---

別表 3 補助対象経費及び補助額等

補 助 対 象 経 費	県外大学生等が、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する際にかかる交通費及び宿泊費（※） なお、交通費は公共交通機関を利用した場合に限る。ただし、原則としてタクシーや特別席（グリーン車や飛行機のアップグレード席等）は除く。		
補 助 額	補 助 上 限 額	九州本土	1 回の補助につき、 最大 20,000 円／人
		九州本土以外 （沖縄、四国、本州、北海道）	1 回の補助につき、 最大 50,000 円／人
	補助限度回数	1 人につき、年度内 2 回まで	
その他の支給・補助金との調整	①就職活動等を実施した県内企業から交通費や宿泊費の一部について支給を受けた場合にあっては、補助対象経費から当該金額を除いた額を補助上限額と比較し、低い方を補助額とする。 ②国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。		

※ 原則として、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる合理的と認められる経路及び交通手段を対象とするが、往路のみまたは復路のみの申請も可能とする。

別表 4 交付申請書及び申請方法

区分	交付申請書等	申請方法
オンライン申請	専用フォーム	専用フォームに必要事項を入力の上、領収書等をアップロードし、事務局に送信
電子メール又は郵送	別記第 1 号様式	申請書に必要事項を記入の上、領収書等とともに事務局に提出

受付番号：
※事務局記載欄につき空白のまま申請ください。

年 月 日

鹿児島県U I ターン就活応援事業事務局 御中

〒 ー

住 所

氏 名

鹿児島県U I ターン就活応援事業補助金交付申請書兼請求書

鹿児島県内就職に向けて下記の活動を実施しましたので、次のとおり関係資料を添えて申請します。

1 申請者情報

学校名等 ※既卒の方は 記載不要です	学校名： (年生)
	学部学科名：
卒業(見込)年月	年 月
電話番号	
メールアドレス	

2 補助金額の算定

①：補助対象経費	円	添付した領収書記載金額の総計 (別紙の1のAを転記)
②：企業から交通費や宿泊費 として支給を受けた額	円	
③：①－②	円	該当しない場合、0を記載
④：補助金の上限額	円	九 州 本 土：20,000 円 九州本土以外：50,000 円
⑤：交付申請額及び請求額	円	③と④を比較して少ない額を記載

3 振込口座

※申請者本人名義及び個人口座名義に限る。

銀行・支店等	銀行	支店
預金種別	普通	
口座番号		
口座名義（カナ）		

4 添付書類（枠内にチェックを入れること）

- ☐ 第1号様式（別紙）（経路の入力，領収書の貼付）
- ☐ 申請者の居住地を証する書類（運転免許証や公的な郵便物の写し等）
- ☐ 振込口座（カナ名義の情報含む）が分かる書類（通帳の写し等）
- ☐ 企業証明書（可能な限り参考様式を使用すること）

5 誓約（枠内にチェックを入れること）

私は、申請にあたり以下の全ての事項について誓約します。

なお、誓約事項に反することが判明した場合，鹿児島県 UI ターン就活応援事業実施要領第 11 条に基づき，補助金を返還します。

（誓約事項）

- ☐ 鹿児島県 UI ターン就活応援補助金実施要領その他関係書類を十分確認したこと
- ☐ 鹿児島県外の大学（大学に置く大学院を含む。），短期大学，高等専門学校及び専修学校等の学生，又はこれらの学校等を卒業後 3 年以下の求職者又は高校等を卒業後 3 年以下の求職者であること
- ☐ 鹿児島県 UI ターン就活応援事業実施要領第 3 条のいずれにも該当しないこと
- ☐ 申請時点で，国，県，市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けていないこと
- ☐ 鹿児島県公式 LINE「もどかご！」に登録済みであること
- ☐ 申請内容に虚偽がないこと

鹿児島県公式 LINE「もどかご！」は，
鹿児島で働き・暮らす魅力の発信を
コンセプトに，「Uターン者の声」や
「県内各地の旬な話題」などの情報を
定期的に発信しています。



(別紙)

1 申請経路

現住所と県内の目的地の間を往復した経費で、領収書など本人が支払ったことが
証明できる書類の添付がある区間を記載してください。

移動（宿泊） した日付	使用した公共 交通機関の 名称	出発地 （駅名など）	到着地 （駅名など）	所要額 （円）	備考
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日	（宿泊費）				
交通費・宿泊費合計額（A）					

※ 記入欄が不足する場合は適宜行を追加すること

2 支払を証する書類（領収書等）

（1 で記入した公共交通機関等を利用した区間・宿泊施設の領収書等を貼ってください。

文 書 番 号
令 和 年 月 日

様

鹿児島県U I ターン就活応援事業事務局

鹿児島県U I ターン就活応援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったU I ターン就活応援事業補助金については、
鹿児島県U I ターン就活応援事業実施要領第8条の規定により、下記のとおり交付
します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

鹿児島県U I ターン就活応援事業補助金交付申請に係る訪問先企業証明書

学生等氏名		
訪問先	企業名	
	所在地	
訪問日		令和 年 月 日（複数日程の場合すべて記入）
訪問目的 （いずれかに○）		①採用試験（面接含む） ②インターンシップ等 ③個別企業説明会 ④合同企業説明会 （イベント： ）
企 業 証 明 欄 ※	上記学生が当社（又は当社が開催する説明会等）に訪問したことを証明します。	
	【証明者】	
	部 署：	
	氏 名：	
	電話番号：	
	学生に対する交通費・宿泊費支給： あり（ 円） ・ なし	

※ 欄は、訪問先企業の担当者に記載をお願いしてください。

(訪問先企業様にお願い)

- ・ 本書は、鹿児島県が実施する、県外学生等（学卒３年以内含む）が県内で就職活動等を行う際の交通費等を補助する事業に係る確認書です。
- ・ 学生が本書を持参した場合、記載に御協力ください。
- ・ 事実確認のため、県から連絡させていただく場合があります。
- ・ 上記の内容を証明する別様式がある場合、そちらを使用いただいても差し支えありません。

【問合せ先】

鹿児島県U I ターン就活応援事業事務局

連絡先：